



子供用ナイトウェア

本義務的基準には、子供用ナイトウェアと子供用ナイトウェアの製造用型紙の安全性試験およびラベル表記において順守すべきことが規定されています。

本基準について

以下の物品を含む子供用ナイトウェア（特に断りのない限り、サイズ00～14）には、本義務的基準が適用されます。

- パジャマ（上下合わせて販売されるものまたはセパレートのナイトウェアの何れも）
- サイズ3～14のニット製ナイトウェアオールインワン
- サイズ00～14の織物製ナイトウェアオールインワン
- パイルもしくは毛羽を有する生地から作られたまたはパイルもしくは毛羽を有する生地を含む、サイズ範囲00～2の主としてニット製であるオールインワンの衣服
- ナイトドレスとナイトガウン
- ナイトシャツ
- ドレッシングガウン
- バスローブ
- ナイトウェアとして一般的に使用される体に密着しないボクサーショーツ
- 袖または腕を通す開口部を有する乳児用の寝袋
- 袖または腕を通す開口部が組み込まれている毛布およびタオル

本義務的基準は、子供用ナイトウェアの製造用型紙にも適用されます。本義務的基準には、子供用ナイトウェアと子供用ナイトウェアの製造用型紙の安全性試験およびラベル表記において順守すべきことが規定されています。

本義務的基準が適用されないもの

本義務的基準は、以下のタイプの衣服には適用されません。

- サイズ2までのニット製オールインワンの衣服であって、パイルまたは毛羽を有する生地から作られておらず、かつパイルまたは毛羽を有する生地を含まないもの
- デイウェア用織物製オールインワン
- 一般に下着として着用される体に密着するニット製トランクスまたはボクサーショーツ
- ティーシャツ、タンクトップ、トラックトップその他これらに類するものであって、ナイトウェアとして販売されておらず、かつ一式のナイトウェアの構成要素でないもの

10/05/2019

<https://www.productsafety.gov.au/standards/nightwear-for-children>

- 袖または腕を通す開口部が組み込まれていないタオルおよび毛布
- 頭にかぶる物、履物、手に着ける物
- 袖または腕を通す開口部を有しない幼児用の寝袋
- 一般にキャンプ用に使用される、あらゆるサイズの寝袋
- ベビーラップとスワドル
- 取り外し可能なケープ、フード、ウィング、チュチュその他これらに類する衣類の付属品

義務的基準

[消費財（子供用ナイトウェアおよび一部のデイウェアおよび子供のナイトウェア用の型紙）安全基準2017年](#) には、子供用ナイトウェアの義務的要件が規定されています。

義務的基準は、自主的基準であるオーストラリアおよびニュージーランド基準、AS/NZS 1249:2014—子供向けナイトウェア、および発火の危険性が少ない一部のデイウェア、に基づいています。AS/NZS 1249:2014は[SAI Global](#)から入手可能です。

主要な要件

これらの要件は、本義務的基準の概要を提供することを目的としています。供給業者は、この情報をコンプライアンスに関する完全な指針として信頼してはなりません。

安全性のカテゴリー

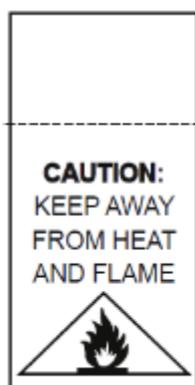
子供用ナイトウェア（および一部のデイウェア）は、衣服または生地タイプによって4つのカテゴリーのうち1つに分類されます。

一部の衣服は非常に可燃性が高いため4つのカテゴリーのいずれにも当てはまらず、従って、ラベルを貼ってはならず、販売することもできません。

ラベル

各カテゴリーにはラベルが必要です。カテゴリー1～3には低着火危険性ラベルが必要であり、カテゴリー4には高着火危険性警告ラベルが必要です。

低着火危険性ラベル



高着火危険性ラベル



カテゴリー1

低燃焼性試験に合格した生地とトリムから作られた衣類。例としては、羊毛、一部の合成繊維および一部の重綿があります。

カテゴリー2

パジャマのように体に密着する衣類は、容易に発火したり燃えたりしません。そのため、これらの衣類はより可燃性が高い生地から作ることができます。衣類の測定は、サイズに応じて適用されます。

カテゴリー3

デイウェアとナイトウェアにほとんど差がないため、ベビー用品のオールインワンには独自のカテゴリーが存在します。このカテゴリーは、ジャンプスーツやロンパースなど、サイズ00～2のオールインワン衣類を対象としています。主としてニット製ファブリックから作られた衣服であり、衣服が体に密着する部分が衣服の総表面積の80%以上を占めているものに適用されます。

カテゴリー4

カテゴリー1、2または3に当てはまらないが、一部の生地要件、サイズ要件および燃焼試験要件を満たす衣服に適用されます。

試験

本義務的基準は、子供用ナイトウェアが発火危険性に関する要件を満たしていることを確認するための試験を具体的に規定しています。供給業者は、専門の研究所を通じてこの試験の準備を整える必要があります。

試験要件には、以下のものが含まれます。

- **生地タイプ**：子供用ナイトウェアに使用される生地タイプについては、適切な着火危険性カテゴリーを確定するための試験が必要な場合があります。
- **生地のトリム**：生地のトリムは、異なる着火危険性カテゴリーの下で一定の要件を満たす必要があります。

10/05/2019

<https://www.productsafety.gov.au/standards/nightwear-for-children>

型紙の安全表示

ラベル

型紙の包みには、一部の生地および一部の形態のナイトウェアの可燃性について明確で判読可能な警告を記載しなければなりません。

本基準は、「FIRE WARNING」という語を太字体の大文字で表記するなど、ラベルの字体に関する仕様について規定しています。

移行期間における義務的基準の遵守

新しい義務的基準への切り替えを容易にするために、現在、本義務的基準には移行期間が設けられています。

2019年12月31日までは、供給業者は、[消費財（子供用ナイトウェアおよび一部のデイウェアおよび子供用ナイトウェア用の型紙）安全基準2017年](#) または [取引慣行（消費者製品安全基準（子供用ナイトウェアおよび子供用ナイトウェア用の型紙）2007年規則](#)の何れを遵守するかを選択することができます。

2020年1月1日以降は、供給業者は [消費財（子供用ナイトウェアおよび一部のデイウェアおよび子供用ナイトウェア用の型紙）安全基準2017年](#) に規定されている子供用ナイトウェアの義務的要件のみを順守しなければなりません。

詳細については、連邦法律登録簿ウェブサイトに掲載されている[解説](#)を参照してください。

以下のことを希望します。

- [最新情報を電子メールで受け取りたい](#)
- [ニュースレターを購読したい](#)
- [危険な製品を報告したい](#)